

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年5月19日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

一般財団法人宇治市福祉サービス公社が指定管理者を務める宇治市広野地域福祉センターの管理運営状況について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が基本協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部長寿生きがい課・一般財団法人宇治市福祉サービス公社における宇治市広野地域福祉センターの管理運営に係る事務事業のうち、主として令和5年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年2月3日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年3月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査対象施設の概要

1 施設の概要

ア 所在地	宇治市広野町大開 72 番地の 1
イ 開設	平成 12 年 4 月
ウ 延床面積	1058.66 m ²
エ 構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
オ 主な施設内容	個人使用 浴室、ダイルーム 団体使用 介護者教育室、料理教室、会議室

2 業務

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、宇治市又は一般財団法人宇治市福祉サービス公社が必要と認める業務

- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者選定方法 非公募
- 5 利用料金制度 導入なし
- 6 利用実績(令和5年度)

入館者数

区分	人数(人)
デイルーム	2,246
浴室	0
地域交流室・研修室	9,189
料理教室	244
合計	11,679

貸館

区分	件数(件)	人数(人)
地域交流室・研修室	472	9,189
料理教室	38	244
合計	510	9,433

第7 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。長寿生きがい課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

- 1 長寿生きがい課、一般財団法人宇治市福祉サービス公社
 - (1) 指定の手續について
適正に処理されていた。
 - (2) 施設の使用許可について
適正に処理されていた。
 - (3) 施設設備等の維持管理について
適正に管理されていた。
 - (4) 支出事務について
適正に処理されていた。